

栃木県SPORTS MICEエクスカーショント補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 栃木県SPORTS MICEエクスカーショント補助金（以下「本補助金」という。）は、MICE招致に向け、栃木県スポーツコミッションと連携し、栃木県スポーツ合宿開催費補助金又は栃木県スポーツ大会等開催費補助金の交付決定を受けた者（以下「スポーツ合宿開催費補助金等交付決定者」という。）が行うエクスカーショントに要する経費の一部を、予算の定めるところにより補助するものとし、その交付については栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「エクスカーショント」とは、スポーツ合宿開催費補助金等交付決定者によって企画され、あらかじめ当該交付決定を受けたスポーツ合宿又はスポーツ大会等（以下「合宿等」という。）の参加者に対して周知された当該合宿等の前後又は実施期間中に行われる観光、視察等であって、県内2市町以上の施設等において行われるものをいう。

(補助事業者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たす団体とする。

- (1) 定款又はこれに類する規約等、一定の規定を有し、かつ、代表者が明らかであること
- (2) 明確な会計処理を実施していること、又は実施できると認められること
- (3) 補助事業の実施期間中に事業が完遂できると認められること
- (4) スポーツ合宿費開催費補助金等交付決定者であること

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象外とする。

- (1) 暴力団（栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号。以下「排除条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）を含む者
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む者
- (4) 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者
- (5) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

- (6) 自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (7) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (8) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (9) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(補助対象事業)

第4条 本補助金の交付の対象となるエクスカーシオンは、次に掲げる全ての要件に該当するもの又は知事がこの要綱の趣旨に合致すると特に認めるものとし、1補助事業者につき1実施期間中1回限りとする。

- (1) スポーツ合宿開催費補助金等交付決定者による申請であること
- (2) スポーツ合宿開催費補助金等交付決定者によって企画され、あらかじめ当該交付決定を受けた合宿等の参加者に対して周知されたものであること
- (3) 当該合宿等の前後又は実施期間中に行われる観光、視察等であって、県内2市町以上の施設等において行われるもの
- (4) エクスカーシオンに関する行程及び会計処理が合宿等と明確に区分できるものであること

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象外とする。

- (1) 国又は地方公共団体が主催するもの
- (2) 同一の補助対象経費に対し、国又は県等公的機関が交付する他の補助金等の交付を受けている又は受ける予定となっているもの
- (3) 政治的、宗教的な活動を目的とするもの
- (4) 興業又は特定の企業の営利を主たる目的とするもの
- (5) 暴力団等反社会的な勢力の利益となるもの
- (6) 目的が公序良俗に反するもの

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付対象となる経費は、エクスカーシオンの実施に直接必要となる経費で、別表1に掲げるものとする。ただし、対象経費に係る消費税及び地方消費税の額は補助対象外とする。

2 経費の取扱いについては、補助事業者が第三者に業務委託した場合についても同様とする。

(補助金の額)

第6条 本補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じた額とし、20万円を限度額とする。

2 本補助金の額に千円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 規則第4条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき 申請書の名称	様式	部 数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部 数	提出 期限
栃木県SPORTS MICEエクスカ ーション補助 金交付申請書	第1号	1	1 事業計画書	第2号	1	知事
			2 事業収支予算書	第3号	1	が別
			3 スポーツ合宿開催費補助金等交付 決定者であることを証する書類		1	に定
			4 その他知事が必要と認める書類		1	める 期日

2 補助事業者は、規則第4条第1項の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の条件)

第8条 規則第6条第1項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更（第9条で定める軽微な変更を除く。）をする場合は、あらかじめ、様式第4号による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ、様式第5号による中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けること。この場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を付して、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第6号による遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けること。

2 知事は、前項に定めるもののほか、補助金の交付の目的を達成するため必要な条件を附することができる。

(軽微な変更)

第9条 前条第1項第1号における軽微な変更は、補助金交付申請額の増額又は20パーセント以上の減額以外の変更とする。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、補助事業の遂行の状況に関し、知事が報告を求めた場合は、速やかに知事に報告をしなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第13条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき 報告書の名称	様式	部 数	報告書に添付す べき書類の名称	様式	部 数	提出期限
栃木県SPORTS MICEエクスカ ーション補助 金実績報告書	第7号	1	1 事業結果報告書	第8号	1	事業が完了した日から起 算して30日を経過した日 若しくは1月31日のいず れか早い期日。ただし、知 事が必要と認めるとき は、改めて提出期限を定 めることができる。
			2 事業収支決算書	第9号	1	
			3 事業参加者名簿	第10号	1	
			4 領収書等貼付台 紙	第11号	1	
			5 その他知事が必 要と認める書類		1	

2 第1項の実績報告を行うに当たって、消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(交付の請求)

第12条 規則第18条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき 請求書の名称	様式	部 数	請求書に添付す べき書類の名称	部 数	提出期限
栃木県SPORTS MICEエクスカ ーション補助 金交付請求書	第12号	1	1 交付決定通知書の写	1	知事が別に定める期日
			2 交付額確定通知書の写	1	
			3 知事が別に定める書類	1	

2 補助金の交付を概算払により受けようとするときは、前項の規定にかかわらず、補助金概算払請求書（様式第13号）によるものとする。

3 前項の申請書には、知事が別に定める書類を添付しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により消費税等仕入

控除税額が確定した場合には、様式第14号により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告により、補助金の返還が必要となった場合には、期限を付して当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還について、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助事業の経理等)

第14条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(その他必要な事項)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行し、令和6年度分の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度分の補助金に適用する。

別表1 補助対象経費

経費区分	説明
旅費	交通費、バス借り上げ料 等
委託料	旅行会社への委託料 等
使用料	会議室使用料、施設等入場料、ガイド料 等
保険料	傷害保険料、賠償責任保険料 等
その他	知事が特に必要と認める経費

※宿泊、飲食、土産等の物品購入に要する経費及びその他趣旨に合致しない経費は対象外